平成３０年（フ）第９１号
埼玉県日高市大字下鹿山494番地　こま川団地　２街区19棟407号
債務者　川村　仁正
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第１００号
埼玉県所沢市北所沢町2194番地の30　アーバンファイブＤ－102
債務者　山崎有里恵
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第１０７号
埼玉県所沢市小手指南３丁目31番地の３　椿峰ロイヤルガーデン２－202
債務者　星野住美枝（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第１２３号
埼玉県坂戸市本町13番27号　ソフィア坂戸ラフィーネ303号室
債務者　小黒　英典
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第３２号
千葉県東金市福俵813番地
債務者　石井　千尋
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第３０２号
北海道旭川市２条西４丁目１番７－105号　栄町ハイツ信和　１Ｆ５
債務者　佐藤　良子（旧姓藤澤）
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月30日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第４８号
北海道旭川市亀吉３条１丁目１番４号　寿マンション201
債務者　早川和佳児
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月30日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第６３号
北海道旭川市新富１条３丁目５番７号　ネオアージュムラタ106
債務者　堀井恵津子
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月30日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４５号
大分県中津市大字中原393番地３　グリーンヒルズ中原Ａ棟　76号
債務者　高松　将大
1　決定年月日時　平成30年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月31日午前10時50分
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成３０年（フ）第５２号
栃木県宇都宮市簗瀬町2298番地　コーポアドラシオンＣ棟103、前住所栃木県宇都宮市鶴田町167番地２
債務者　深津　義行
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第８７号
栃木県下野市小金井３丁目９番地１　山田ハイツ101号室
債務者　高橋　　章
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第８８号
栃木県宇都宮市峰４丁目11番18号　リバーサイドいずみ101号室
債務者　竹田　あい（旧姓筒井）
1　決定年月日時　平成30年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２９年（フ）第３３５号
沖縄県浦添市内間４丁目20番28号山川アパート203号（前住所沖縄県浦添市牧港２丁目46番８－403号ヴィラマチナトⅡ）
破産者　渡久地正子
1　主文　当裁判所が平成29年12月８日午後５時になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「沖縄県浦添市牧港２丁目46番８－403号ヴィラマチナトⅡ」とあるのを「沖縄県浦添市内間４丁目20番28号山川アパート203号（前住所沖縄県浦添市牧港２丁目46番８－403号ヴィラマチナトⅡ）」と更正する。
2　決定年月日　平成30年３月26日
那覇地方裁判所民事第３部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第３０８４号
千葉県銚子市長塚町５丁目1737番地　シャインズ　ウィンドⅣ203、開始決定時の住所千葉県銚子市長塚町３丁目280－３－109
破産者　軍司昭一郎
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７１２号
神奈川県厚木市旭町１丁目33番５号本多ビル
破産者　有限会社スペイサイド
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第７１３号
神奈川県厚木市飯山3500番地１、破産手続開始決定時の住所神奈川県厚木市旭町４丁目１番５号　古郡ハイツ110
破産者　亡村井雅樹相続財産（破産手続開始決定時の氏名村井雅樹）
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部